

令和2年度第1回三郷市上水道運営委員会会議録

開催日時 令和2年7月3日（金） 10時00分～11時30分

開催場所 三郷市水道部別棟会議室

出席委員 （9名）

前田雅久委員	戸邊修司委員	山室敏治委員
米たか子委員	恩田誠一委員	水野美喜子委員
谷口末子委員	浅賀和雄委員	小島正文委員

事務局出席者

水道部長	藤丸 譲 司
水道部副部長兼施設課長	大 森 貴 則
業務課長	中 村 剛
施設課長補佐兼給水係長	平 野 崇
施設課主幹兼工務係長	金 子 隆 一
業務課総務係長	白 石 幸 弘
業務課料金係長	馬 場 弘 至
施設課施設係長	宮 城 真 司
業務課総務係主事	屋 敷 優

委員会次第

1. 開会

2. 議題

1) 令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算（案）について

3. 報告事項

1) 三郷市水道部における、新型コロナウイルス感染症対策について

2) 「第3次三郷市水道事業基本計画」改定の進捗状況について

3) ダムの貯水状況について

4) 「かいちゃん」デザイン蓋の設置について

4. その他

5. 閉会

1. 開会

- ・前田委員長 会議に先立ちまして、本日の議事録署名人を戸邊委員と米委員の2名にお願いしたいと思います。

2. 議題

1) 令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算（案）について

- ・前田委員長 それでは本日の議題に入ります。令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算（案）について議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・業務課長 《 資料に基づき説明 》
- ・前田委員長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございますか。
- ・小島副委員長 先ほどの説明において、令和元年度は平成30年度と比較し、一人一日平均給水量の低下と夏場の気温が抑えられたことにより、給水戸数の増加やうるう年により年間日数が一日多かったにも関わらず、総配水量は減少したとのことでした。そこで、事業収益と今後の経営の見通しについて、質問します。
資料1「令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算書(案)」における損益計算書(P. 5～6)では、当年度純利益として95,564,772円を計上しておりますが、水道事業の本業部分である営業収支を見ますと、179,186,104円の営業損失となっております。そこで、事業年報等により過去の決算資料と比較をしたところ、令和元年度の給水収益1,884,863,612円と最も近い経営規模であったのは平成25年度で、その年は、78,380,250円の営業利益を計上しております。その後の推移としては、平成26年度に営業損失を計上しており、それ以降は損失額についても年々増加し、令和元年度の営業損失額に至ります。補填財源を確認しますと、今年度も20億円余りを確保できているため、直ちに経営に支障が生じる恐れはないものと見られますが、一方で今後の施設更新に伴い、資産減耗費や減価償却費の更なる増加が見込まれます。その点も踏まえ、現在の営業損失の常態化に関する分析と、経営に関する見通し、及び状況の評価について、説明をお願いします。

・総務係長

ただ今頂いた質問について、回答いたします。平成26年度から会計基準が変わり、長期前受金戻入を営業外収入として計上することとなりました。これにより、変更前と比べて見かけ上の純利益が増える形となっております。一方で、みなし償却の廃止による減価償却費の増加や、引当金の新設等により営業費用が増となったことで、営業損失が発生することとなりました。

平成25年度以降の傾向で見ますと、人口・給水戸数は増加しておりますが、一人当たりの使用水量が減っていることから、配水量は、ほぼ横ばいの状況で、給水収益についても年度間でばらつきがありますが、概ね横ばいといった状況となっております。

一方で、費用については、金利が低くなっていることから、支払利息は年々減少しています。また、動力費や薬品費、県から水を買うための受水費といった費用については、配水量が横ばいのため、大きな増減はありませんが、減価償却費と委託料が増加していることが、営業損失が拡大している要因となっております。減価償却費については、管路の耐震化などの施設更新を推進しているため、今後も増加が続く見込みです。委託料については、増加の主な要因となっているものが、浄配水場の運転操作の業務委託と検針・料金徴収の業務委託の2つの委託で、どちらも5年間の契約となっております。契約の切り替え時には、物価上昇により、5年前の契約金額よりも増額することが予想されます。また、配水量は横ばいですが、給水戸数は増えているため、検針・徴収の件数は増加することになるなど、今後も増加が見込まれるものになります。

収入の増が見込めない中で、費用は増加する見込みですので、今後の経営はますます厳しくなっていくものと考えています。

・前田委員長

よろしいでしょうか、他にございませんか。

それでは、私からも1点質問があります。3月から新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、全国的に外出を自粛する動きがありました。これによる配水量への影響はありましたか。

・施設係長

ただ今頂いた質問について、回答いたします。緊急事態宣言発出以降の月別の総配水量比較となりますが、平成31年4月が1,277,720立方メートル、令和2年4月が1,293,280立方メートルで、前年比1.2%増、令和元年5月が1,335,310立方メートル、令和2年5月が1,342,040立方メートルで、前年比0.5%増、令和元年6月が1,291,400立方メートル、令和2年6月が1,311,730立方メートルで、前年比1.6%増となっております。いずれの月も、軽微な増加であり、新型コロナウイルス感染症が総配水量に影響しているか判断するためには、今後も調査が必要と考えております。

・前田委員長 自粛活動による外食産業を始めとした各所への影響には、多くの方が強い関心を持たれているものと思います。新型コロナウイルス感染症に関する話につきましては、後ほど報告事項の方でも改めて触れて参ります。

それでは、他にございませんか。

・戸邊委員 質問が2点あります。

1点目は、資料2「令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算のポイント」における、管路耐震化の推進について、質問します。資料において、早稲田地区の布設替えを進めたとありますが、他の地区における進捗や、整備の計画について、説明をお願いします。併せて、耐震化事業に係る令和元年度の決算額は674,510,700円とのことですが、参考として今年度の予算規模についても、説明をお願いします。

2点目は、資料3「令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算の概要」における、国庫補助金について質問します。こちらは、前年度比97.5パーセントの減少となっておりますが、平成30年度と、令和元年度の国庫補助金の内容について、説明をお願いします。

・工務係長 1点目の質問について、回答いたします。早稲田地区以外の整備といたしましては、下水道整備に伴う布設替工事として高州地区、栄地区の耐震管整備を推進いたしました。また、石綿管の布設替工事として、新和地区等の整備を行いました。つづきまして、今年度の予算規模につきましては、工事費及び設計委託費を合わせ、およそ8億円の事業費を計上しております。

・施設係長 2点目の質問について、回答いたします。平成30年度につきましては、北部第二配水場の機械電気設備の更新工事に係る補助金、令和元年度につきましては、令和2年度に実施する北部浄水場浸水対策工事の実施設計業務委託費用に係る補助金となっております。

・前田委員長 よろしいでしょうか、他にございませんか。

・恩田委員 資料1における、福島第一原子力発電所の事故における原子力損害賠償補償金（P. 6）について、質問します。賠償内容の概要について、説明をお願いします。

・総務係長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。こちらは、東京電力からの補償金であり、地下水の放射性物質の水質検査に係る委託料に対する補償と

なります。現在、毎月検査を行っておりますが、補償の対象となっているのは3ヶ月に1回分、年間で4回分の検査費用となっております。

・前田委員長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

ないようですので、令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算（案）につきまして、承認することについて異議ございませんか。

《 異議なしの声あり 》

・前田委員長 異議なしとのことですので、令和元年度三郷市上水道事業特別会計決算（案）につきまして、承認することといたします。

3. 報告事項

1) ①三郷市水道部における、新型コロナウイルス感染症対策について

②「第3次三郷市水道事業基本計画」改定の進捗状況について

③ダムの貯水状況について

④「かいちゃん」デザイン蓋の設置について

・前田委員長 続きまして報告事項①について、事務局から順次報告を願います

・総務係長 《 資料に基づき①の報告 》

・前田委員長 事務局からの報告が終わりましたが、何か質問はございますか。

・恩田委員 新型コロナウイルス感染症による水道事業運営への影響について、質問します。経済活動の自粛により、生活が困窮する方もいると考えられますが、今年度は不納欠損額の増加が見込まれているのでしょうか。また市民や事業者への支援を目的に、基本料金の減免や料金値上げの延期を実施する事業体もありますが、三郷市の対応について、説明をお願いします。

・業務課長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。3月中旬に厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る収入減少などの影響を踏まえ、水道料金の支

払い期限の猶予等を要請する通知がありました。これに従い、現在市では支払期限延期の相談の受付及び、水道料金の支払いが滞ることによる機械的な給水停止を控えるといった対応を取っております。そのため、今後の状況により不納欠損額が変動することが想定されます。また、恩田委員のご指摘のとおり、他事業体において、水道料金の減免等を実施しているところがございます。本市の対応につきましては、現在他事業体の情報収集に努めているところでございます。

・前田委員長 よろしいでしょうか、他にございませんか。

・米 委 員 新型コロナウイルス感染症による、配水量への影響について、質問します。今年度は、市内の学校においてプールを使用した授業が中止となるようですが、配水量への影響はどの程度を見込んでいますか。

・施設係長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。資料1（P. 33）に、令和元年度における用途別有収水量の集計表がございます。ここで、公立プール用の水量といたしましては、40、926立方メートルとなっております。プールの使用が中止となった場合、概ね同程度の配水量が減るものと考えられます。

・前田委員長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

・戸 邊 委 員 新型コロナウイルス感染症対策としまして、職員のみなさんもマスクの着用や手指の消毒といった様々な対策を講じているとのこと。感染症対策としては、その他にもフェイスガードの着用や、非接触型体温計の導入なども大変効果的とのこと。このような事態においても、安定して水道の供給を行うために、引続き徹底した対策をよろしくお願いします。

さて、資料4「三郷市水道部における、新型コロナウイルス感染症対策について」に関して、質問が2点あります。

1点目は、水道部における新型コロナウイルス感染症の対応全般について、こちらは水道部独自の対策として実施されているのでしょうか、それとも全庁的な対策の一環として実施されているものなのでしょうか。

2点目は支払い猶予の実施について、こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大後に発生した水道料金のみが対象なののでしょうか。併せて相談窓口と受付方法、猶予期間及び現時点での相談件数についても、説明をお願いします。

3点目は、同じく支払い猶予の実施について、高齢世帯等の新型コロナウイルス感染症の拡大を原因としない生活困窮者についても、猶予の対象となるのでしょうか。

・業務課長

1点目の質問について、回答いたします。新型コロナウイルス感染症への対応については、水道部独自ではなく市の新型コロナウイルス対策にあわせて実施しているものでございます。なお、水道事業における新型コロナウイルス対策本部についても、市の対策本部が設置されたのに合わせ、設置しております。

2点目の質問について、続けて回答いたします。支払いの猶予については、新型コロナウイルスの影響で収入が減少し支払いが困難な状況を考慮して、過去の未納分も含めて対応させていただいております。あくまでも猶予となりますので、支払い期限の延期となりますから、水道料金を減免、つまり支払いを免除するものではなく、過去にさかのぼって支払いが免除されるものではありません。今後、経済活動等が回復し収入が入ってくることになりましたら、猶予している金額も含めて、分割納付等の相談を受けながら、対応していきたいと考えております。猶予の受付は、申請により手続きを進めると時間が掛かる場合もございますので、手続きの簡素化を目指し、電話による確認も受付ております。猶予の期間としては、2検針分として4か月の期間とし、現時点での対応件数は47件となっております。

3点目の質問について、続けて回答いたします。今回の猶予は、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響による勤務先の休業や、収入の減少を対象としております。したがって、新型コロナウイルス感染症を原因としないが日々の生活が厳しい、といった生活困窮者の方は対象外となります。

・前田委員長

よろしいでしょうか、他にございませんか。

ないようですので、続きまして報告事項②から④について、事務局から順次報告を願います

・総務係長

《 資料に基づき②の報告 》

・施設係長

《 資料に基づき③の報告 》

・工務係長

《 資料に基づき④の報告 》

・恩田委員

「かいちゃん」デザイン蓋の設置について、質問します。たいへんかわいらしいデザインの蓋だと思いますが、盗難対策については、何か講じられるのでしょうか。

・工務係長

ただ今頂いた質問について、回答いたします。仕切弁蓋につきましては、蓋自体の重量とロックにより、専用の器具がなければ、簡単には取り外すことができない構造となっております。しかしながら、マンホール蓋等を収集するコレクターもいると伺っておりますので、普段からの点検を心掛けるようにいたします。

4. その他

- ・前田委員長 その他のことで、何か質問はございますか。
- ・山室委員 災害に強い給水設備の構築について、意見が2点あります。
1点目は、「水道だより 第93号」における、給水方式の選択についての記事に関するものです。多くの自治体では、受水槽方式を廃止し直結方式へと切替える事を推奨しておりますが、当記事では各方式の長所を比較したうえで、給水方式を選択できるとしている点で、画期的であると感じました。
2点目は、節水型機器の普及に関するものです。一人一日平均給水量の減少については、節水型トイレの普及が要因の一つと考えられます。一方で節水型トイレは、停電や断水時に流水やタンクへの注水が困難となるなど、災害に弱い側面があります。近年では、災害時に避難場所となる小学校でも、節水型トイレの普及が広がっているとのことです。水道部におかれましては、実用と災害対策の両面から、個々の給水器具についても広く情報収集に努めていただければと思います。
- ・施設課長補佐 山室委員ご指摘のとおり、ポンプ型（フラッシュバルブ式）のトイレの場合、災害時に水を汲み込むことが出来ず、トイレを流すことができないといった事態が懸念されます。一方で、学校においては10分程度の限られた休み時間中に、生徒が一斉にトイレを使用するという事情もあり、タンク式のトイレでは水が溜まるまで時間がかかり、複数の生徒がトイレを使用することが困難となるといった懸念もございます。ご指摘いただいた内容も踏まえ、用途や使用計画に応じ、適切に給水器具を使い分ける中で、災害時も考慮した設計を取り入れることができないか、今後も指導方法を検討してまいります。
- ・前田委員長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。
- ・恩田委員 北部第二配水場の浸水対策について、質問します。北部第二配水場の更新工事により、浸水対策が施されたとのことですが、実際に水位が上昇し、北部第二配水場が防水扉により密閉された際には、職員のみなさんはどちらで、対策にあたるのでしょうか。また、機械類の操作はどのように行うのでしょうか。
- ・施設係長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。水道施設の運転操作等につきましては、北部浄水場の管理棟二階に監視室があり、そちらで対策に当たります。また、浸水の状況に応じて、機場ごとに職員が対応いたします。
- ・恩田委員 北部第二配水場の更新工事については、水道だよりやイベントにおけるパ

ネル展示においても、大きな事業として取り扱われていました。機械や設備の解説だけではなく、災害時に実際に対策にあたる職員のみなさんの働きについても触れられていると、市民は安心すると思います。

・施設係長 貴重なご意見を、ありがとうございます。今後の広報活動において、参考とさせていただきます。

・前田委員長 よろしいでしょうか。他に質問はありますか。

・小島副委員長 水道料金請求権の時効消滅について、質問します。この件について、先日長野県富士見町の対応について興味深い記事がありましたので、少々長くなりますが、始めに紹介をさせていただきます。

長野県富士見町が、住民男性に対し、水道料金徴収の時効を大きく超える14年分の水道料金と、その延滞金を合わせた607万円の支払いを求める裁判を起し、その主張を認める判決が確定したとのことです。町が提訴をしたのが2018年の夏で、男性側は金銭的な理由により弁護士を雇わず、その後判決が下ったのが翌年2019年11月21日、金額の内訳としては、水道料金として335万円、延滞金が約271万円とのことです。

ここで、水道料金は地方自治法上の公債権である消滅時効5年とは異なり、民法が適用される私債権とされることから、時効2年と短くなります。そのため、仮に男性側が2年を経過した部分について、時効の援用を主張していれば、支払額を大きく減ずることができたものと考えられます。一方で、町側としては、債権がある限り請求をしない理由はないとして全額の請求をし、男性は時効の経過を知る機会がないまま、全額を支払う判決を受ける結果となりました。

地方自治の目的が、住民福祉の増進であることを踏まえると、時効を知らせなかった町の対応について疑問を投げかける声もあるとのことです。三郷市として、同様の事例が起こる恐れはあるのか、またその場合には、どのような対応が考えられるのか、説明をお願いします。

・料金係長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。始めに、水道料金の債権管理について、説明をさせていただきます。水道料金は、通常下水道使用料と合わせて請求を行います。そのため、水道料金債権の消滅時効完成は2年となりますが、消滅時効が5年である下水道使用料と消滅時期を合わせるために、債権が発生してから5年後に、順次不納欠損処理を行っております。

水道料金は民法の規定に基づいた債権となるため、本来は未納の債務者から時効援用の手続きを経た後に不納欠損処理を行うべきとは認識しておりますが、未納分の債権のほとんどが無届転居などを理由としており、手続きを促す手間や費用対効果を考慮し、現在は債権発生してから5年後に、下水道使用料と同時に手続きを経ずに処理を行っております。そのため、本市において同様の事例が起こる恐れはございません。

- ・戸 邊 委 員 水道料金請求権の時効消滅について、続けて質問します。不納欠損額は現在増加をしているのでしょうか。
- ・料 金 係 長 ただ今頂いた質問について、回答いたします。平成30年度の不納欠損額は約30.8万、令和元年度は約320万となっており、微増しております。
- ・前田委員長 よろしいでしょうか。他に質問はありますか。
- ・前田委員長 それでは、これをもちまして議事等を終了させていただきます。委員の皆様にはご協力ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

5. 閉会

署 名 委 員

米 戸 子



印

署 名 委 員

戸 邊 修 司



印